

改 正 案

（組織再編成対象会社の範囲）

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

現 行

（組織再編成対象会社の範囲）

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同法第七百六十三条第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一〇十五（略）

十六 株式等売渡請求（会社法第七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが第八条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

2〇4（略）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七（略）

八 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一〇十五（略）

（新設）

2〇4（略）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七（略）

八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条

一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百四十九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二 六 (略)

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第百五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替え

の三第一項、第四百四十九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二 六 (略)

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第百五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替え

は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条第一項第一号	一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人	一時自主規制委員の職務を行う者
(略)	(略)	(略)

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条第一項第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人	一時自主規制委員の職務を行う者
(略)	(略)	(略)

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の六 法第三百三十九条の十一第一項の規定による請求に  
ついて、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における  
同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第七百九十七条第六項及び 第七項並びに第七百九十八 条第一項、第二項、第四項 及び第五項	読み替えられる字句 存続株式会社等	読み替える字句 吸収合併存続株 式会社金融商品 取引所
--	----------------------	--------------------------------------

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求につ  
いて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の九 法第三百三十九条の十七第一項の規定による請求に  
ついて、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における  
同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定 第八百六条第五 項	読み替えられる字句 第三項	読み替える字句 金融商品取引法第三 十九条の十六第一項
第八百六条第六 項及び第七項 (略)	前項 消滅株式会社等	同条第二項
第八百七条第二 消滅株式会社等 (略)	新設合併消滅株式 金融商品取引所 (略)	新設合併消滅株式 金融商品取引所 (略)

第十九条の三の六 法第三百三十九条の十一第一項の規定による請求に  
ついて、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における  
同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第七百九十七条第六項並び に第七百九十八条第一項、 第二項及び第四項	読み替えられる字句 存続株式会社等	読み替える字句 吸収合併存続株 式会社金融商品 取引所
---	----------------------	--------------------------------------

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求につ  
いて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の九 法第三百三十九条の十七第一項の規定による請求に  
ついて、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における  
同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定 第八百六条第五 項	読み替えられる字句 第三項	読み替える字句 金融商品取引法第三 十九条の十六第一項
(新設)	前項 (新設)	同条第二項 (新設)
第八百七条第二 消滅株式会社等 (略)	(略)	新設合併消滅株式 (略)

項、第四項及び第五項	金融商品取引所
------------	---------

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十 法第三百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八百八条第六項から第八項まで	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
(略)	(略)	(略)
第八百九条第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株券等の提出について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十三 法第四百四十四条第一項において準用する会社法

項及び第四項	金融商品取引所
--------	---------

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十 法第三百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八百八条第六項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所
(略)	(略)	(略)
第八百九条第二項、第四項、第六項及び第七項	消滅株式会社等	新設合併消滅株式会社 金融商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十三 (新設)

第二百十九條第二項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十三條第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定に掲げる行為をする場合について、法第四百四十四條第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九條第二項第四号	第七百四十九條第一項に規定する吸	金融商品取引法第三百二十九條第一号に規定する吸
及び第二百九十三條第二項	収合併存続会社又は第七百五十二條	一に規定する収合併存続株式会社
第四号	第一項に規定する新設合併設立会社	金融商品取引所に規定する新設合併設立株式会社

2 | 法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百十九條第一項若しくは第二百九十三條第一項又は法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百二十條第一項（法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第四百四十四條第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百十九條第一項若しくは第二百九十三條第一項又は法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百二十條第一項（法第四百四十四條第一項において準用する会社法第二百九十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第四百四十四條第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の三の十四 法第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第四百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第三百十九條の四第五項において準用する同法第一百九條の四第二項
(略)	(略)	(略)
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)	金融商品取引法第三百十九條の三第六項において準用する同法第一百九條の四第二項
第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項)		第三百二十九條の三第七項

(合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の三の十四 法第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第四百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	金融商品取引法第三百十九條の四第四項において準用する同法第一百九條の四第二項
(略)	(略)	(略)
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)	金融商品取引法第三百十九條の三第五項において準用する同法第一百九條の四第二項
第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項)		第三百二十九條の三第六項



第八十一条第八号	項において準用する場合を含む。 )	会社法第八百十条第二項 (第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。	金融商品取引法第三百十九条の五第六項において準用する同法第一百一条の四第二項
第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)		第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。	第三百二十九条の五第七項

2 法第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合について、法第四百四五条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文 同条第三項	金融商品取引法第三百十九条の九第一項本文 同条第二項
(略)	(略)	(略)
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第	金融商品取引法第三百

第八十一条第八号	項において準用する場合を含む。 )	会社法第八百十条第二項 (第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。	金融商品取引法第三百十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項
第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)		第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。	第三百二十九条の五第六項

2 法第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合について、法第四百四五条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文 同条第四項	金融商品取引法第三百十九条の九第一項本文 同条第二項
(略)	(略)	(略)
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第	金融商品取引法第三百

	(略)	第八十一条第八号	(略)	会社法第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。)	金融商品取引法第三百十九條の五第六項において準用する同法第一百九條の四第二項又は同法第三百十九條の十九	二項(第三号を除き、同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第十九條の三第六項において準用する同法第一百九條の四第二項
				第七百八十九條第三項(同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第三百十九條の三第七項	第七百八十九條第三項(同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第十九條の三第六項

	(略)	第八十一条第八号	(略)	会社法第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。)	金融商品取引法第三百十九條の五第五項において準用する同法第一百九條の四第二項又は同法第三百十九條の十九	二項(第三号を除き、同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第十九條の三第五項において準用する同法第一百九條の四第二項
				第七百八十九條第三項(同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第三百十九條の三第六項	第七百八十九條第三項(同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。)	第十九條の三第六項

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第百六十六条第二項第二号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～十二 (略)

十三 特別支配株主(会社法第百七十九条第一項に規定する特別支

配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。第二十九条の二の五第六号において同じ。)が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについて、( )が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについて、( )が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。同号において同じ。))のものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実)

第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売

渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第百六十六条第二項第二号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～十二 (略)

(新設)

(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実)

第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

(新設)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。)(又は投資証券等の発行者の発行する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権証券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、投資証券等(内閣府令で定めるものを除く。)、新投資口予約権証券等(内閣府令で定めるものを除く。)(その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。))を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)(が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)(の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。))については株式に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)(の数を、投資証券等に

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。)(又は投資証券等の発行者の発行する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権証券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、投資証券等(内閣府令で定めるものを除く。)(その他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。))を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)(が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)(の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。))については株式に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)(の数を、投資証券等に

ついでに投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（株式等売渡請求により当該株券等を買集める行為を除く。以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

ついでに投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。